毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0

■ 「	† 砂 保 ″ 病 対 総 載 Ī 防 全 院 策 務 事 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課		●香川県告示第三百二十四号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第 中成一六、四、五	年法律 日号 日日 日日 <	Tub Tu	の二の規定により、 ・ 放出市宮下町一番 ・ 放出市宮下町一番 ・ 大田 を が、	次の 号 一 号 地 五 号 医 療 扶 助 の た
	(道路保全課)		●香川県告示第三百二十五	号			
○公印の廃止○海岸保全区域の指定	(河川砂防課)		療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五二	廃止した旨の屈牛法律第百四十	畑があった。四号)第五十名	衆の二の規定により	
寺官丰営刊舌功去しつ安立つ忍正告			平成十六年五月十四日		; 		
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民参画課)	七			香川県知事	真鍋	武紀
	(土地改良課)		廃止年月日	名称	開設者	所在	地
○土地改良区の役員の就退任の届出○土地改良区の定款の変更の認可	<pre>" "</pre>		平成一六、三、三一	耳鼻咽喉科か	金滝和子	坂出市本町二丁目四-	<u>问</u> 一 五
届 出	" "		<u> </u>	を表生した可		Z F	2.2.1
○土地改良事業の工事完了の届出(二件)	" " 	八	平成一六、四、四	三木内科医院医療法人社団	三木内科医院 医療法人社団	坂出市寿町三丁目一番一二号	1一番一二号
警察本部公告							

香

Ш

県

報

平成十六年五月十四日

(第九一三三号)

Ш

県

報

	Ī	Ī	

平成一六、三、三一	平成一六、一、二四	平成一五、一〇、二五
ター 音寺検診セン では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	医院	西山医院医療法人社団
師会 寺市三豊郡医 祖団法人観音	武田宣夫	西山医院医療法人社団
内八号三豊合同庁舎西讃保健所八号三豊合同庁舎西讃保健所	地八 地八 四番 おぬき市津田町津田九一四番	番地五 三豊郡仁尾町大字仁尾辛四〇

●香川県告示第三百二十六号

り届出があった。 同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとお 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一	変更年月日 変 更 が 事業所
	で が 所 (施設)
一大字原丸三二大字原丸三二スマンスマンプルー	変 (在) 地 (の) の名称
八八三—— 木田郡牟礼町大字原 医療法人社団光風会	事務所の所在地名称及び主たる事業者 (開設者) の
同生活介護 斑果対応型共	種 サービスの

●香川県告示第三百二十七号

同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する

があった。

平成十六年五月十四日

香川県知事 鍋

真

武

紀

平成一六、三、三一	平成一五、一二、三一	廃 止 年 月 日
五丁目六番二八号 ・	甲一四五六番地三小豆郡土庄町渕崎りやオリーブ	名称及び所在地事業所(施設)の
五丁目六番二八号 ・	甲一四五六番地三小豆郡土庄町渕崎りやオリーブ有限会社薬局くす	事務所の所在地の名称及び主たる事業者(開設者)
訪問介護	居宅介護支援	サービスの種類

●香川県告示第三百二十八号

定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規 平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

Tj つ			
		三七七〇一	事業所番号
	番地二宮町一七六○	支援事業所あい介護サービス居宅	及び所在地事業所の名称
高松市一宮町一七六〇 高松市一宮町一七六〇	朗 代表取締役 倉本誠一	ビス有限会社あい介護サー	事務所の所在地の氏名及び主たる申請者の名称、代表者
		五月一日平成十六年	指定年月日
		支援居宅介護	の 種 類

香川	●香川県告示祭			〇 〇 八 〇 二	三七七一五			((-					〇 四 五	三七七〇五				三七七〇五			○二九八○	三七七〇一		(三七七〇一
県 報 平成十	県告示第三百二十九号	丁八九—二	歌	イス・サポートらく楽	居宅介護支援事業所ナ			津田町鶴羽二	所みどり指定居宅介護支援事業		三	観音寺市観音寺町甲二	ほえみ	冨士グループホームほ	八九九一二二	観音寺市観音寺町甲二	ービスセンター	冨士クリニックデイサ		番地	高松市三谷町一六八〇	ン		高松市高松町一七一八札	公屋寺コムスンのほほえみ高
平成十六年五月十四日		番一六号	亀市城東町	代表取締役 斎藤志保	株式会社ミンク	一七六番地	浬	理事長 名倉毅	香川みらい特定非営利法人ワック		○二番地	市観音寺	理事長 藤田周一郎	人社団素	○○二番地	市観音寺	藤田周一	医療法人社団素耕会		高松市三谷町一六八○	事長 藤田	人	目一〇番一号	六本打木	長収帝殳 式会社コム
					"				"					"				"				"			"
					"			1	支援全介護			活介護	型共同生	痴呆対応				通所介護				訪問介護		活介護	型 無 果 対 応
(第九一	三 道路の区域	二 路 線 名 三百七十七号	一 道路の種類 国道 (一般)		平成十六年五月十四日	月四日まで一般の縦覧に供する。	その関係図面は、香川県土木部	のように変更し、同項の規定に基づき告示する。	道路法(昭和二十七年法律第五	●香川県告示第三百三十一号				一 香川県県立病院課企業出納員印				平成十六年五月十四日	調した。	香川県県立病院課企業出納員の	●香川県告示第三百三十号			一 香川県県立病院・施設経営課企業出納員印	
(第九一三二号)						Ū	香川県土木部道路保全課において、	基づき告示す	白八十号) 第				İ	即						の使用する次			i :	課企業出納員	
111				香川県知事 真 鍋			において、平成十六年五月十四日から同年六		(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次			電馬影型			原經濟則	更金	香川県印革 「亳」、「			県立病院課企業出納員の使用する次の公印を、平成十六年四月一日次のとおり新				早!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	直謂第三
				武紀			日から同年六		路の区域を次								戋 己			次のとおり新					

三七七〇一 ○二九四九

一宮の里デイサービス

センター

高松市一宮町八七五番

地

「
は会福祉法人喜勝会

「
は会福祉法人喜勝会

通所介護

十一日限り廃止した。

平成十六年五月十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

香川県県立病院・施設経営課企業出納員の使用していた次の公印を、平成十六年三月三

地

Ш

県

報

I	J	ι
•		

六 仲	九 仲	
六六二番一地先まで仲多度郡仲南町大字佐文字觀田原	九三番一地先から仲多度郡仲南町大字佐文字猟師	区
で安文字觀田原	字佐文字猟師七	間
後	前	前変 後 別更
五、三五、二五、二五、二五、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、		(メートル)敷地の幅員
三九〇	三 九 〇	(メートル)
拡上電子	良及び見首	備考
	う	<u>ك</u>

●香川県告示第三百三十二号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

月四日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年五月十四日から同年六

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路 線 名 詫間琴平線 (二十三号)

道路の区域

●香川県告示第三百三十三号

とおり指定する 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次の

りち、讃岐阿波沿岸の部詫間海岸の款は廃止するので、同告示を改正し削除する。 昭和四十五年香川県告示第九十三号(海岸法の規定による海岸保全区域の指定)の表の

平成十六年五月十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

	波沿岸	讃岐阿	沿岸名	
	岸	詫間海	海岸名	
		船越海岸	地区海岸名	
三 三 角 ん六一 基 基 基 基 基度基だをと基指豊	三里三	一指	海	
三豊和諸間町大学大海学伊砂子乙三○六番二まで ・一三メートルの地点 基点二 基点三から二九八度○七分四八秒、四五基点五 基点四から二九八度○七分四八秒、四五基点五 基点四から二九八度○七分四八秒、四五基点五 基点五 基点五から三○三度一七分三○秒、三二基点六 基点面から二九八度○七分四八秒、四五基点五 基点四から二九八度○七分四八秒、四五基点五 基点面から三九八度○七分四八秒、四五基点六 基点五から三○三度一七分三○秒、三二基点六 基点五から二九八度○七分四八秒、四五基点六 基点五から二九八度○七分四八秒、四五基点六 基点五から二九八度○七分四八秒、四五基点六 基点五から二九八度○七分四八秒、四五	豊郎と引げてるて美ヱサゆれい三○できこせで、三豊郡詫間町大字大浜字鍋尻甲一六一○番四から	指定場所	岸	i
世町大字大浜字伊砂子乙三〇六番二まで に結んだ線、補助点一から補助点一 に結んだ線、補助点一から補助点一 に結んだ線、補助点一から補助点一 に結んだ線、補助点一六と基点三七とを結 に結んだ線、補助点一六と基点三七とを結 に結んだ線、補助点一六と基点三七とを結 に結んだ線、補助点一六と基点三七とを結 に結んだ線、補助点一六と基点三七とを結 でを順次に結んだ線、基点 に結んだ線、補助点一から補助点一 を信 でを順次に結んだ線、基点 に結んだ線、補助点一から補助点一 を信 でを順次に結んだ線、基点 でを順次に結んだ線、基点 でを順次に結んだ線、基点 でを順次に結んだ線、基点 では、真方位とする。) 電子基準点三野(北緯三四度一三分二・ 一三メートルの地点 基点二から二九八度○七分四八秒、四五 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点 ・一三メートルの地点	大字大浜		保	
学伊利子乙三〇六番二まで に結んだ線、補助点一から補助点一 だ線、補助点一から補助点一 だ線、補助点一から補助点一 だ線、補助点一から補助点一 にする。) 一とする。) 三野(北緯三四度一三分二・ 東経一三三度四二分五四・二 九二度三五分四四秒、三二 ルの地点	字鍋尻田		全	
して	エニカーの		区	Í
一 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 元 線、基 元 初 五 四 元 表によ り が、三 四 二 八 元 二 の 二 二 二 二 こ こ 二 二 二 こ こ こ こ こ こ こ こ こ)番四か		域	,
七 五 四 四 二 八二・ り、結一点	5			

(第九一三二号) 五 - 四二メートルの地点 - 神助点二 基点四から二九度三九分二八秒、	月十四日	報	県	香 ———
・三八メートル・ボールをは、一番点一がら二人・八二メート	基点□□ 基点□□から□□□度五□分□四秒、一六五・□一メートルの地点 基点□□から三□八度五一分○九秒、			
基点三元	八○・六四メートルの地点 基点二○ 基点一九から三二六度一二分四九秒、 二力・七七ァートルの地点			
基点三五	ニル・ニニメートレ)也点基点一九「基点一八から三二一度二八分四六秒、二六・○九メートルの地点			
基点三四	基点一八 基点一七から三一七度○○分一八秒、三二・一六メートルの地点			
基点三三	基点一七 基点一六から三一二度五五分三○秒、九・七○メートルの地点 基点一六 基点一六 基点一五から匹六度○九分二○秒 一			
基点三二基点三二				
基点三〇	基点一四 基点一三から五五度二四分一二秒、一基点一三 基点一三から五五度二四分一二秒、三基点一三 基点一三			
基点二九	八九メートルの地点一一から三〇〇度〇四分一六秒四四メートルの地点			
基点二七	基点一○ 基点一○から二二二度四九分○一秒、四・三○メートルの地点 基点一○ 基点九から二二五度○三分二八秒、三			
基点二五	・二一メートルの地点 基点九 基点八から三○七度四二分四四秒、四一〇四メートルの地点			
基点二四	二・九四メートルの地点基点七 基点六から三〇七度一六分四一秒、一二			

Ш

県

報

香川県知事

真

鍋

武

紀

補助点四 補助点七 補助点六 補助点五 補助点三 四・九三メートルの地点 六・五八メートルの地点 基点九から三四三度三五分二四秒、 基点九から三五六度二三分○六秒、 基点八から八二度三八分○七秒、七○ 基点六から四三度五三 基点八から一○三度○六分一八秒、 六二メートルの地点 一七メートルの地点 一分〇六秒、 五七 六 Ŧi. <u>Ŧ</u>.

六・九一メートルの地点

補助点八 八・八六メートルの地点 基点一八から三二度一七分三三秒、 Ŧī.

補助点九 基点二一から八二度○八分○二秒、 ・〇九メートルの地点 六

補助点一〇 五六・七八メートルの地点 基点二四から七五度三五分一四秒

補助点 六○・三九メートルの地点 基点二七から八四度三九分四○秒、

補助点一二 基点三二から九三度○七分四五秒 六二・九八メートルの地点

補助点 補助点 一三 基点三三から一○四度○七分四○秒 四 基点三四から九二度一二分三二秒、 五九・二八メートルの地点

補助点 <u>Б</u>. 六一・九一メートルの地点 五五・二八メートルの地点 基点三五から九六度四九分二八秒、

補助点 四九・九八メートルの地点 基点三七から一〇八度五六分二六秒

●香川県告示第三百三十四号

平成十六年五月十四日

していた次の公印を、平成十六年三月三十一日限り廃止した。 香川県サンポート高松推進事務所長及び香川県サンポート高松推進事務所出納員の使用

香川県サンポート高松推進事務所長印



香川県サンポート高松推進事務所出納員印



公 告

●香川県公告第二百五十六号

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年六月二十七日まで 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利

縦覧に供する。

平成十六年五月十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

申請のあった年月日 平成十六年四月二十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人音楽療法NPOムジカトゥッティ

多田羅 康惠

坂出市八幡町一丁目四番! 一号

定款に記載された目的

また子育ての悩みをかかえた親などに対して音楽療法に関する事業を行い、健やかな生 この法人は、障害や病のハンディキャップを持つ人々や、不調和をかかえる子ども達

活に寄与することを目的とする。

●香川県公告第二百五十七号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非

に供する。 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年七月六日まで縦覧 第十条第二項の規定により次のとおり公告する

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

申請のあった年月日

平成十六年五月六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団

定款に記載された目的 高松市紺屋町四番地六

三

て尊重される自立した市民社会の実現を目指すことを目的とする。 の推進強化、 本会は、市民活動の活動基盤の強化、市民活動団体・企業・行政のパートナーシップ 市民自らがつくる市民サービス創出などの支援を行うことで、 人が人とし 理 事

■香川県公告第二百五十八号

地改良事業(かんがい排水事業)土仏地区)を行うことについて平成十六年四月三十日適 | 役員の 第八条第一項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

まで縦覧に供する。 その関係書類を観音寺市農林水産課において平成十六年五月二十一日から同年六月十日 当と決定した。

平成十六年五月十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県公告第二百五十九号

香

Ш

県

報

平成十六年五月十四日

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第1 一項の規定により、 琴平町土

地改良区の定款の変更を平成十六年四月二十日認可した。

平成十六年五月十四日

●香川県公告第二百六十号

土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 楠見池

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成十六年五月十四日

香川県知事

真

鍋

武

紀

退任した役員

役員の 類 氏 名 住

所

退

任

年

月

日

平成一六、

四

種

理 事 大西 末廣

綾歌郡飯山町東坂元二一二二番地

就任した役員

役員の 類 氏 名 住

種

所

就任 年 月 日

綾歌郡飯山町東坂元二二〇一番地 平成一六、 四

|●香川県公告第二百六十一号

大津

安德

地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平池土

平成十六年五月十四日

氏 名

住

所

真 鍋

武

紀

香川県知事

就 任 年 月 日

高松市多肥上町四七番地二

平成一六、三、二九

●香川県公告第二百六十二号

理

事

東川

政富

類

太田土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市

平成十六年五月十四日

(第九一三二号)

七

Ш

(第九一三三号)

八

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類 氏

名 住

所

退 任年

月

日

平成一五、

四、二三

う。) 第百六十六条の規定により公告する

理 事 田井 忠義 高松市伏石町六五番地

●香川県公告第二百六十三号

香川町浅野土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 香川郡

平成十六年五月十四日

役員の

類

氏

名

住

香川県知事

真 鍋 武

紀

事 大山 和夫 香川郡香川町大字浅野一〇四一番地二

信之

理 種

一三八九番地四

退 任 年 月

日

八

所

平成一六、三、九平成一五、一〇、一

地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。 ●香川県公告第二百六十四号 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二 一第一項の規定により、

平成十六年五月十四日

香川県知事 真 鍋 武

紀

地改良区 観音寺市粟井土 区 豊中町土地改良 行った者の名称 土地改良事業を 単独県費補助土地改良事業 単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) (かんがい排水事業) 土地改良事業の種類 竹成地区 岡本川地区 地 区 名 平成一六、二、二五 平成一六、 工事完了年月日 四 $\overline{\overline{\bigcirc}}$

●香川県警察本部公告第六号

|り読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」とい 香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定によ 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定

平成十六年五月十四日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

入札に付する事項

1 及びソフトウェア) 借入件名及び数量 緊急配備支援システム(端末機、 二 周辺機器、 維持補修サービス

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十七年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで

4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。

5 入札方法 土

の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額 切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 する金額を加算した金額 落札決定に当たっては、 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当 消費税及び地方 その端数金額を

契約書作成の要否

Ξ 契約の内容を示す日時及び場所

1 入札説明書を交付する日時及び場所

平成十六年五月十四日から同月三十一日までの間 (日曜日及び土曜日を除く日の午

前八時三十分から午後五時までに限る。)

全部地域課通信指令室 電話番号〇八七—八三三—〇一一〇 郵便番号七六〇—八五七九 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本部生活安

入札説明会の日時及び場所

警察本部公告

平成十六年五月二 一十一日午後 一時三十分

香川県警察本部入札室

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十六年五月二十五日午後五時までに三の

1に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、平成十六年五月三十一日及び同年六月一日の午前九時から午後五時までの間

Ŧi. 三の1に示した場所において閲覧に供する 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十六年七月二日午前十時

香川県警察本部入札室

六 入札保証金及び契約保証金

十六年六月十八日午後三時までに入札保証金及び契約保証金減免申請書を三の1に示し 規則第百五十二条各号に該当する場合は、減免するので、減免を希望する者は、平成

た場所に提出すること。

七 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当し

ない者であること。

2 されている者であること。 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付

3 こと。 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者である┃十二 落札の無効

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 した者であること。 納入しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを証明

6 本公告に示した物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを

証明した者であること。

7 地検証試験に合格することにより証明できた者であること。 納入しようとする物品が、本公告に示した物品と同等であることを別途実施する実

> 8 証明した者であること 本公告に示した物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを

入札者に要求される事項

書類を平成十六年六月十八日午後三時までに三の1に示した場所に提出し、当該書類に 入札に参加を希望する者は、七の5、6及び8に示した要件を満たすことを証明する

関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は

入札の無効

平成十六年六月三十日までに通知する。

九

なかった者のした入札及び規則第百七十一条各号に掲げる場合における入札は、 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、 入札者に求められる義務を履行し 無効と

+ 入札又は開札の取消し又は延期

する。

負担とする。 とがある。この場合において、 かに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期するこ 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明ら 入札又は開札の取消し又は延期による損害は、 入札者の

+ 落札者の決定方法

をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 規則第百四十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格

第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付する は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。 この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札 (平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、

|十三||予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡しては

香

Ш

県

報

(第九一三二号)

平成十六年五月十四日印刷発行	中四 その他 1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは、入札者の4 加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。2 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 十五 Summary 1 Nature and quantity of the products to be leased: An Urgent Arrangement Support System 1Set. 2 Time-limit for tender: 10:00 a.m., July 2, 2004 3 Contact point for the notice: Communications Command Center of Community Police Section of Community Safety Department, Kagawa Prefectural Police Headquarters, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8579, TEL 087-833-0110	香川県報 平成十六年五月十四日
印刷発行所	明書の交付を受けることは、 行び場所において、交付を受ける 日本語及び日本国通貨 はions Command Center of Coment, Kagawa Prefectural Poshi, Kagawa-ken, Japan 76	
香	入札者の参 Ommunity olice 0-8579.	
Ш	nity nt 。参	
県		
庁		(第九一三二号)
(購読料月極二千五百円)		10
尾了① 古紙配合率70% 白色度72%再生紙	香川県報は、香川県ホームページにも掲載しています。	

香川県報は、香川県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.kagawa.jp/